～事業者の皆様～

大雪への対応に関する労務管理について

令和７年２月３日から４日にかけて十勝地方は記録的な大雪に見舞われました。休業手当や労働時間などの取扱についてQ＆Aをお示ししますので、労務管理の参考としてください。

休業手当

【Q１】今回の大雪の影響で事業活動ができないため、労働日に労働者を休業させました。この休業について手当を支払わなければならないのでしょうか。

【A１】労働基準法第26条において、「使用者の責に帰すべき事由」によって、労働者を休業させた場合は、平均賃金の６割以上の手当（休業手当）を支払わなければならないとされていますが、休業が使用者の責ではなく、不可抗力による場合は、休業手当を支払う必要はありません。大雪によって事業場の施設・設備が直接被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、不可抗力に当たりますので、休業手当の支払の対象にはなりません。

※　不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した休業であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの２つの要件を備えたもののことです。

【Q2】今回の大雪の影響で事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるのでしょうか。

【A2】大雪により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」に該当すると考えられます。ただし、休業について不可抗力によるものである場合は、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、大雪からの期間、使用者として休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があります。

なお、大雪の影響で地域の交通機関がストップしたため、ほとんどの者が出社できず、出社できた者だけでは業務を行えず、休業せざるを得ない状況になった場合は、上記①及び②に該当し、「使用者の責にきすべき事由」に該当せず、休業手当の支払の対象とはなりません。

賃金の取扱

【Q3】今回の大雪の影響で労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。

【A3】労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤でいなかった場合の賃金の支払について定めがある場合は、それに従う必要があります。また、例えば、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。このような定めがない場合でも、労働者の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合っていただき、労働者の不利益をできる限り回避するように努力することが大切です。

帯広労働基準監督署

（2025.2）

除雪、排雪の労働時間

【Q4】建設業を営んでいますが、今回の大雪に伴う除雪作業には、労働基準法第139条第１項の「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となりますか。 また、この場合に労働基準法第33条第１項により労働時間をさらに延長することはできますか。

【A4】建設業を営む事業場において、 「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となる除雪作業のため、時間外・休日労働協定（36協定）の範囲で単月100時間以上、複数月平均80時間を超えて時間外・休日労働を行わせることができます。また、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合は、労働基準法第 33 条第 1 項の対象となります。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合も含まれます。

「帯広労働基準監督署からのお知らせ」ホームページに様式第６号「非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届」の**様式記載例を掲載**しています。
ダウンロードしてご利用ください。

帯広労働基準監督署からのお知らせ　検索

労働時間延長　~~許可申請書~~
非常災害等の理由による　休日労働　届

様式第6号（第13条第2項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
建設業	○○建設株式会社	帯広市○○町○丁目○番○号

時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
令和○年○月○日からの降雪に関して、緊急の要請に基づき、道路交通の確保のため、除雪作業に臨時に従事させたため	○月○日から○月△日までの２日間 ○月○日　6時間 ○月△日　10時間	５名 （○月○日３名、○月△日５名）
休日労働を必要とする事由	休日労働を行う年月日	労働者数
令和○年○月×日からの降雪に関して、緊急の要請に基づき、道路交通の確保のため、除雪作業に臨時に従事させたため	○月×日、○月□日の２日間	５名 （○月×日２名、○月□日４名）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

使用者　職名　代表取締役
氏名　労働　太郎

帯広　労働基準監督署長　殿

備考　「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。

改善基準告示の取扱

【Q5】運転中に通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、１日の拘束時間、運転時間（２日平均）、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができるとされていますが、今回の大雪によって道路が封鎖されるなどして、運行が遅延したた場合は、当該時間を除くことはできるのでしょうか。

【A5】運転前に大雪警報が発表され、正常な運行が困難であると想定された場合は、「運転中に通常予期し得ない事象に遭遇」に該当しません。ただし、運転前に大雪警報が発表されていたものの、その時点では正常な運行が困難とは想定されず、運転開始後に初めて正常な運行が困難となった場合、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。

【Q6】自動車運転者（ダンプ運転者）が今回の大雪に伴う排雪を行っていますが、改善基準告示の適用除外業務にあたるのでしょうか。

【A6】①人命又は公益を保護するために、②法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請に基づき行われるものであるかといった観点から、当該業務の性格や内容に照らし、「適用除外業務」として取り扱うべきか否かを個別具体的に判断することになります。上記の考え方によれば、今回の大雪に伴う排雪の業務が上記①及び②に当てはまるものであれば、「適用除外業務」として取り扱うことが考えられます。

労働者の健康管理

【Q7】時間外・休日労働による健康障害を防止するためには、どのようなことが必要ですか。

【A7】過重労働による健康障害防止のためには時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。
　やむを得ず長時間にわたる時間外、休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。